2．支給額欄の上段括弧内は、「退職金相当額を運営費交付金で措置する対象者数について（通知）」（平成16年６月３日付人事課長16文科人第84号）における「退職金相当額を運営費交付金で措置する必要がある役職員」の支給額である。

3．役員に対する報酬及び退職手当の支給の基準は「国立大学法人京都工芸繊維大学役員報酬規則」、「国立大学法人京都工芸繊維大学役員退職手当規則」に基づいている。

4．教職員に対する給与及び退職手当の支給の基準は、「国立大学法人京都工芸繊維大学職員就業規則」、「国立大学法人京都工芸繊維大学職員給与規則」、「国立大学法人京都工芸繊維大学職員退職手当規則」、「国立大学法人京都工芸繊維大学特任教員就業規則」、「国立大学法人京都工芸繊維大学特任専門職就業規則」、「国立大学法人京都工芸繊維大学外国人研究員就業規則」、「国立大学法人京都工芸繊維大学日々雇用非常勤職員就業規則」、「国立大学法人京都工芸繊維大学短時間勤務非常勤職員就業規則」及び「国立大学法人京都工芸繊維大学再雇用職員就業規則」に基づいている。

5．支給人員数は年間平均支給人員数による。

⑿　開示すべきセグメント情報

単一セグメントのため、記載は省略している。

⒁　寄附金の明細

区　分	当期受入	件　数	摘　要
	（千円）	（件）	
京都工芸繊維大学	334,747	2,000	現物寄附202,154千円（1,611件）
合　計	334,747	2,000	

⒂　受託研究の明細

（単位：千円）

区　分	期首残高	当期受入額	受託研究等収益	期末残高
京都工芸繊維大学	5,453	310,025	278,104	37,373
合　計	5,453	310,025	278,104	37,373

⒃　共同研究の明細

（単位：千円）

区　分	期首残高	当期受入額	受託研究等収益	期末残高
京都工芸繊維大学	25,431	153,556	152,570	26,418
合　計	25,431	153,556	152,570	26,418

⒄　受託事業等の明細

（単位：千円）

区　分	期首残高	当期受入額	受託事業等収益	期末残高
京都工芸繊維大学	957	9,107	7,872	2,192
合　計	957	9,107	7,872	2,192

⒅　科学研究費補助金の明細

（単位：千円）

種　目	当期受入	件　数	摘　要
科学研究費補助金			
特定領域研究	(13,500) —	5	
新学術領域研究	(31,100) 9,330	5	
基盤研究(A)	(67,700) 20,310	10	
基盤研究(B)	(121,887) 36,831	44	
基盤研究(C)	(64,688) 19,433	75	
挑戦的萌芽研究	(8,000) —	11	
若手研究(B)	(37,343) 11,220	29	
特別研究員奨励費	(3,800) —	5	
若手研究（スタートアップ）	(2,436) 753	2	
研究成果公開促進費	(6,901) —	1	
先端研究助成基金助成金	(92,570) 27,771	1	
産業技術研究助成事業費助成金	(38,750) 11,625	3	
厚生労働科学研究費補助金	(1,500) —	1	
合　計	(490,176) 137,273	192	

（注）　間接経費相当額を記載し、直接経費相当額については、外数として（　）に記載している。

⒆　上記以外の主な資産・負債・費用及び収益の明細

１．現金及び預貯金

（単位：千円）

区　分	金　額	摘　要
現金	563	
普通預金	598,770	
郵便貯金	5,561	
定期預金	1,000,000	
合　計	1,604,895	